

2 新株発行等による変更の登記

(1) 確認株式会社の場合

ア 添付書面

(ア) 確認株式会社の新株発行による変更の登記においては、商登法第82条第4号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、商法第280条ノ7の払込みがあったことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第10条の10第1項本文)。

(イ) (ア)の「払込みがあったことを証する書面」には、次のものが該当する。

a 払込取扱機関との間で払込事務取扱委託契約が締結されている場合

1(1)イ(イ)aの場合と同様の書面

b 払込取扱機関に設けられた確認株式会社の口座に振り込むことによって払込みがされた場合

確認株式会社の代表取締役が作成した発行価額の全額の払込みを受けたことを証明する旨を記載した書面に、1(1)イ(イ)b(a)又は(b)の書面のいずれか(株式の割当てを受けた者から発行する価額に相当する金額が当該口座に入金されたことを確認、することができるものを合綴したもの)

イ 登録免許税

確認株式会社の新株発行による変更の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には増加した資本の金額に1,000分の7を乗じた額(これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である(登録免許税法別表第一第19号(一)二、(二)イ)。

ウ なお、新株の発行後に当該確認株式会社の資本の額が1,000万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない(法第10条の10第1項ただし書)

(2) 確認有限会社の場合

ア 添付書面

(ア) 確認有限会社の資本増加による変更の登記においては、商登法第96条第4号に定める払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書を添付する必要はなく、有限会社法第57条において準用する同法第12条第1項の払込みがあったことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第10条の10第2項本文)。

(イ) (ア)の「払込みがあったことを証する書面」は、(1)ア(イ)a又はbの場合と同様である。

イ 登録免許税

登録免許税の額は、(1)イと同様である。

ウ なお、資本の増加後に当該確認有限会社の資本の総額が300万円を超えることとなるときは、この特例は適用されない(法第10条の10第2項ただし書)。